

平成24年（ワ）第3671号、平成25年（ワ）第3946号、平成27年（ワ）第287号、平成28年（ワ）第79号、平成29年（ワ）第408号、平成30年（ワ）第878号、令和3年（ワ）第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3444名

被告 関西電力株式会社 外1名

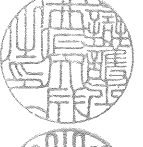
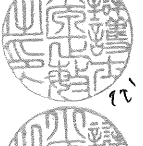
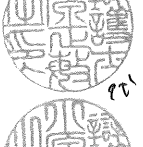
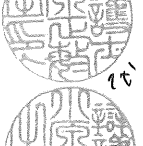
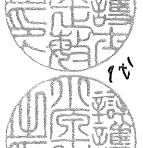
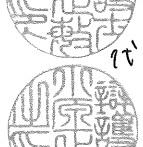
証 拠 説 明 書
(丙562～582号証)

令和7年8月29日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏
	弁護士	田	中		宏
	弁護士	西	出	智	幸
	弁護士	神	原		浩
	弁護士	原	井	大	介
	弁護士	森		拓	也
	弁護士	辰	田		淳



弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	井	上	大	成	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	
弁護士	山	本	真 珠	子	
弁護士	高	山	裕	輔	
弁護士	富	野	聡	史	

上記当事者間の頭書事件につき、令和6年11月26日及び令和7年3月6日に実施された石橋克彦氏に対する証人尋問の結果を踏まえ予定している被告関西電力株式会社（以下、「被告」という）の主張に関連する証拠として、下記のとおり提出する。

記

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙 562	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）	写し	H24. 3. 31	南海トラフの巨大地震モデル検討会	震度の推計結果の活用にあたっての留意点として、「関東地方から九州地方にわたる極めて広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の基礎資料とするためのものであり、それぞれの局所的な地点における最大の震度分布・津波高を示すものではない。このため、今後、地方公共団体等が個別地域の防災対策を検討するに当たっては、各地域のより詳細な地形データや現況等を用いて改めて検討する必要があるほか、各種パラメータについても、それぞれの目的に応じて適切に修正することが必要である」と記載されていること（36頁）
丙 563	第36回福井県発掘調査報告会資料－令和2年度に発掘調査された遺跡－（抜粋）	写し	R3. 7. 3	福井県教育庁埋蔵文化財調査センター	小浜城は川に挟まれた地盤の弱い三角州に立地していたこと（32頁）
丙 564	国立研究開発法人防災科学技術研究所ウェブサイト「観測点情報」（ https://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/db/index.html?all ）	写し	(R7. 8 ウェブサイトから取得)	国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用するK-NET（全国強震観測網）の小浜観測点の位置情報
丙 565	K-NET 小浜観測点と小浜城跡との位置関係	写し	R7. 8	被告	小浜城跡から約1kmの地点にK-NET小浜観測点が設置されていること

丙 566	国立研究開発法人 防災科学技術研究 所ウェブサイト 「K-NET 小浜観測 点の土質データ」 (https://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/db/index.html?all)	写し	(R7. 8 ウ ェブサイト から取得)	国立研究開 発法人防災 科学技術研 究所	K-NET小浜観測点の地盤のS波速 度は0.1~0.16km/sとなっている こと
丙 567	耐震設計審査指針 改訂に関する骨格 の一部について (事務局整理案： その3)	写し	H17. 9. 30	原子力安全 委員会事務 局	基準地震動策定についてのフロ ー案が記載されていること(13 ~15頁)
丙 568	日本被害地震総覧 599-2012(抜粋)	写し	H25. 11. 15	宇佐美龍夫 石井寿 今村隆正 武村雅之 松浦律子	1819年地震の震度分布図が記載 されていること(133~134頁、 図229-1) なお、本資料は、丙7号証とは抜 粋箇所が異なる。
丙 569	原子力安全基準専 門部会 耐震指針 検討分科会 地震・地震動ワー キンググループ 第1回会合 議事 次第	写し	H14. 2. 28	原子力安全 委員会	原子力安全基準専門部会耐震指 針検討分科会地震・地震動ワー キンググループ(以下、「地震・ 地震動WG」という)の第1回 会合における議事次第の内容
丙 570	地震・地震動WG で作業すべき項目 [震分第4-3号よ り抜粋]	写し	H14. 2. 28	原子力安全 委員会	地震・地震動WGでは、原子力 発電所の耐震設計に用いる基準 地震動の考え方やその算定法等 に関する検討作業に取り組んで いたこと

丙 571	大飯・高浜発電所 基準地震動 Ss の策 定について	写し	H22. 4. 20	被告	原子力安全委員会地震・地震動 評価委員会及び施設健全性評価 委員会第60回ワーキング・グル プ2の会合において、被告がプ レート間地震及び海洋プレート 内地震を検討用地震に選定する 必要がないとした評価を説明 し、この点に関して委員から異 論は出なかったこと（丙571、3 ～9頁、11頁及び13頁、丙572、 40～42頁及び50～57頁）
丙 572	第60回原子力安全 委員会地震・地震 動評価委員会及び 施設健全性評価委 員会ワーキング・ グループ2速記録	写し	H22. 4. 20	原子力安全 委員会	
丙 573	「耐震設計審査指 針の改訂に伴う関 西電力株式会社 美浜発電所1号 機、高浜発電所 3、4号機、大飯 発電所3、4号機 耐震安全性に係る 報告の評価につ いて」ワーキング・ グループ2のまと め（案）	写し	H22. 10. 8	原子力安全 委員会 耐震安全性 評価特別委 員会ワーキ ング・グル ープ2	原子力安全委員会地震・地震動 評価委員会及び施設健全性評価 委員会第70回ワーキング・グル プ2の会合において、被告の検 討用地震の選定に係る評価が適 切であるとしたワーキング・グ ループの検討結果が概ね了承さ れたこと（丙573、12頁、丙 574、10～13頁）
丙 574	第70回原子力安全 委員会地震・地震 動評価委員会及び 施設健全性評価委 員会ワーキング・ グループ2速記録	写し	H22. 10. 8	原子力安全 委員会	
丙 575	大飯発電所敷地内 F-6 破砕帯の追 加調査－有識者会 合（11/2、11/4） を踏まえた報告－	写し	H24. 11. 7	被告	航空レーザー測量によって得ら れたデータから等高線が1m間隔 の詳細な地形図を作成し、これ と空中写真の判読結果とあわせ て段丘の分布を検討しているこ と（丙575、5、6頁、丙576、5、 6頁）
丙 576	大飯発電所敷地内 破砕帯の調査に関 する有識者会合 第2回評価会合 議事録	写し	H24. 11. 7	原子力規制 委員会	

丙 577	高浜発電所・大飯 発電所 地震動評 価について（コメ ント回答）	写し	H26. 5. 16	被告	F O - A ~ F O - B 断層の後期 更新世以降の鉛直変位量（上下 成分）は約8mであるところ、若 狭湾周辺の逆断層である白木ー 丹生断層の鉛直変位量の約20mと 比較すると、F O - A ~ F O - B 断層の縦ずれ成分はそれぞれの 断層長さを考慮すると大きく ないと評価できたことから、被 告は、断層傾斜角の不確かさを 考慮したケースとして、周辺の 逆断層の傾斜角である60° まで には至らない75° と設定し、こ のような考え方でF O - A ~ F O - B ~ 熊川断層の断層傾斜角 を設定したことを第113回の原子 力規制委員会の審査会合で説明 しており、委員から異論はなく 妥当なものと認められているこ と（丙577、4～10頁、丙578、38 ～40頁）
丙 578	原子力発電所の新 規制基準適合性に 係る 審査会合 第113回 議事録	写し	H26. 5. 16	原子力規制 委員会	
丙 579	美浜・大飯・高浜 発電所の基準地震 動Ssの再評価につ いて	写し	H21. 10. 9	被告	被告は断層南西側の隆起を踏ま え、F O - A ~ F O - B 断層の 断層傾斜角につき、基本ケー スを90° と維持した上で、南西側 隆起を考慮した、不確かさを考 慮したケースを75° と設定した 評価を原子力安全・保安院のワ ーキンググループ会合で説明し たところ、ワーキンググループ の委員からは異論は出ず、妥当 なものと認められたこと（丙 579、41頁、丙580、13頁及び18 ～24頁）
丙 580	総合資源エネルギ ー調査会原子力安 全・保安部会 耐 震・構造設計小委 員会 地震・津 波、地質・地盤 合同WG第19回C サブグループ会合 議事録	写し	H21. 10. 9	原子力安全・保安院 総合資源エ ネルギー調 査会原子力 安全・保安 部会 耐 震・構造設 計小委員会 地震・津 波、地質・ 地盤合同W G	

丙 581	地震・津波と火山 の事典（抜粋）	写し	H20. 3. 1	藤井敏嗣 瀬織一起	地震による地殻変動で海底面の 隆起・沈降が生じると津波が発 生するとされていること（46 頁、図2. 31）
丙 582	福島第一原子力発 電所事故 事務局 長報告書	写し	H27. 8	国際原子力 機関（I A E A）	国際原子力機関（I A E A） が、福島第一原子力発電所事故 について、「発電所の主要な安全 施設が2011年3月11日の地震によ って引き起こされた地盤振動の 影響を受けたことを示す兆候は ない。これは、日本における原 子力発電所の耐震設計と建設に 対する保守的なアプローチによ り、発電所が十分な安全裕度を 備えていたためであった。しか し、当初の設計上の考慮は、津 波のような極端な外部洪水事象 に対しては同等の安全裕度を設 けていなかった」と評価してい ること（44頁）